

岩見沢市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 令和5年9月28日 木曜日 午後2時50分から
午後3時35分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 委員会室1・2

3. 出席委員

委 員	澁 谷 豊	(議席 1番)
委 員	久 保 智 則	(議席 2番)
委 員	吉 成 朗	(議席 3番)
委 員	定 塚 光 晴	(議席 4番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 5番)
委 員	松 田 幸 児	(議席 7番)
委 員	干 場 克 二	(議席 8番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 9番)
委 員	長 森 睦	(議席 10番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 11番)
委 員	今 野 幸 広	(議席 12番)
委 員	留 木 剛	(議席 14番)
委 員	森 田 孝 洋	(議席 15番)
委 員	松 永 有 平	(議席 16番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 18番)
委 員	森 一 男	(議席 19番)
委 員	井 川 和 也	(議席 20番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 21番)
委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22番)
委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23番)
委 員	志 賀 野 敏	(議席 24番)
委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25番)
委 員	平 義 昭	(議席 26番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 28番)
委 員	米 内 山 裕 子	(議席 29番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 30番)
委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31番)
委 員	黒 島 勝 美	(議席 32番)

委員	坂野博之	(議席33番)
委員	尾田憲朗	(議席34番)
委員	日笠和良	(議席35番)
委員	佐々木利夫	(議席36番)

4. 欠席委員

委員	東秋徳	(議席6番)
委員	近藤良介	(議席13番)

5. 事務局出席

事務局長	土井盛慈
農地係長	森田佳章
振興係長	船戸崇之

会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号 農業委員会の動向についてですが、9月4日から15日まで岩見沢市議会第3回定例会に私と事務局長が出席しております。今回は農業委員会への質問はありませんでした。あとは、記載のとおりですので、ご一読をお願いします。

日程4、報告第2号 旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、事務局長。

土井局長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4 ページ別紙1の上の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借34番外2件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下の表に記載の所有権移転は、一般分で、所有権82番外1件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第163号で令和5年8月31日に告示したことをご報告いたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。

日程5、議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案5ページ、議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について説明いたします。

総会議案6ページ、整理番号1番、整理番号2番、整理番号3番については、双方の都合により解約するもので、9月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に総会議案同ページ、整理番号4番については、他の農業者に売却することから解約するもので、9月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程6、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。

ここで、 の議事参与を制限します。

それでは、総会議案9ページ、整理番号16番について説明を求めます。

議長、振興係長。

事務局長
議長
事務局長

議長

農地係長
議長
農地係長

議長

振興係長

議 長 船戸係長。
振興係長 それでは、総会議案7ページ、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。
総会議案9ページ、別紙2、農地所有適格法人要件調査書の整理番号16番について、先にご説明いたします。
整理番号16番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
ここで[]の議事参与の制限を解除いたします。
それでは、残りの案件について説明を求めます。

振興係長 議長、振興係長。
議 長 船戸係長。
振興係長 それでは、残りの案件について、ご説明いたします。
議案8ページ、別紙1の整理番号1番から10番、次に議案9ページ、別紙2の整理番号11番から15番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
日程7、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。
説明を求めます。

農地係長 議長、農地係長。
議 長 森田係長。
農地係長 それでは、総会議案10ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は4件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が2件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件でございます。
総会議案11ページ、整理番号1番、に記載の譲渡人は、相続地を隣接する農地所有適格法人へ無償で譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。
なお、申請地は9月11日に瀧本委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。
次に、議案同ページ、整理番号2番に記載の譲渡人は、隣接する住居と併せて農地を有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を隣接する住居と併せて有償で譲り受けるものです。価格は、[]です。
なお、申請地は9月11日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。
次に、議案同ページ、整理番号3番に記載の貸主は、離れ地により耕作不便なため、農地所有適格法人に農地を有償で貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。
価格は、[]です。
なお、申請地は9月11日に坂野委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。
次に、議案12ページ、整理番号4番に記載の貸主は、使用貸借権の設定により後継者に経営移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業

経営を開始するものです。

なお、申請地は9月11日に瀧本委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますよう お願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程8、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

農地係長
議 長
農地係長

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案13ページ、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請件数は5件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案14ページ、整理番号1番、整理番号2番、については、貸主は、借主の要望により自身が所有する農地を現在貸し付けており、借主は、現在借り受けている農地の一部に、営農型太陽光パネルを設置するため、パネルの支柱部分について転用し、パネル下部の農地で営農を継続するものです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域の農地で、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

次に総会議案同ページ、整理番号3番については、貸主は、借主の要望により自身が所有する農地を現在貸し付けており、借主は、現在借り受けている農地の一部に、営農型太陽光パネルを設置するため、パネルの支柱部分について転用し、パネル下部の農地で営農を継続するものです。

申請地は、工業地帯が連なる第3種農地で、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

なお、申請地は、9月11日に周辺農地の利用状況等を含め、森田委員、山田委員、森委員にご確認いただいております。

次に総会議案16ページ、整理番号4番については、貸主は、借主の要望により自身が所有する農地を現在貸し付けており、借主は、現在借り受けている農地の一部に、営農型太陽光パネルを設置するため、パネルの支柱部分について転用し、パネル下部の農地で営農を継続するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地で、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

次に総会議案同ページ、整理番号5番、については、貸主は、借主の要望により自身が所有する農地を現在貸し付けており、借主は、現在借り受けている農地の一部に、営農型太陽光パネルを設置するため、パネルの支柱部分について転用し、パネル下部の農地で営農を継続するものです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域の農地で、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

なお、申請地は、9月11日に周辺農地の利用状況等を含め、近藤委員、坂野委員、日笠委員にご確認いただいております。

議長 以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、許可相当との意見を付して、知事に提出することに決定いたします。

吉成常任委員長 日程9、議案第5号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。
この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。
あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。
最初に第1地区の説明をお願いいたします。
第1地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案19ページから21ページ、所有権84番から86番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
吉成常任委員長は自席にお戻りください。

森常任委員長 次に第2地区の説明をお願いいたします。
第2地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案22ページから24ページ、所有権87番から89番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
森常任委員長は自席にお戻りください。

山田常任委員長 次に第3地区ですが、ここで、XXXXXXXXXXの議事参与を制限します。
それでは、総会議案26ページ、所有権91番について説明をお願いいたします。
第3地区常任委員会より、所有権91番について、先にご説明いたします。
議案26ページ、所有権91番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
ここで、XXXXXXXXXXの議事参与の制限を解除します。
それでは、第3地区の残りの案件について説明をお願いいたします。
それでは残りの案件について、ご説明いたします。

山田常任委員長 議案25ページ、所有権90番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 (無しの声)
 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
 山田常任委員長は自席にお戻りください。
 次に第4地区の説明をお願いいたします。

尾田常任委員長 第4地区常任委員会より、ご説明いたします。
 議案27ページ、所有権92番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。
 議案28ページから29ページ、所有権93番から94番は、譲渡人は、遠隔地に居住し耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。
 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 (無しの声)
 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
 尾田常任委員長は自席にお戻りください。
 次に第5地区の説明をお願いいたします。

川北常任委員長 第5地区常任委員会より、ご説明いたします。
 議案30ページから32ページ、所有権95番から97番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。
 次に議案33ページ、所有権98番は、譲渡人は、隣接する農地を交互に交換し、作業の効率化を図るもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、作業の効率化を図るものです。
 次に議案34ページ、所有権99番は、譲渡人は、隣接する農地を交互に交換し、作業の効率化を図るもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。
 次に議案35ページ、所有権100番は、譲渡人は、後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。
 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 (無しの声)
 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
 川北常任委員長は自席にお戻りください。
 次に第6地区の説明をお願いいたします。

坂野常任委員長 第6地区常任委員会より、ご説明いたします。
 議案36ページから41ページ、所有権37番から42番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難等のため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
 次に、議案42ページ、所有権101番の譲渡人は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

坂野常任委員長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
 議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 (無しの声)

長森常任委員長

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
坂野常任委員長は自席にお戻りください。
次に第7地区の説明をお願いいたします。
第7地区常任委員会より、ご説明いたします。

議長

議案43ページから47ページ、所有権103番から106番の譲渡人は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

次に、議案48ページ、所有権107番の譲渡人は、離農のため貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
長森常任委員長は自席にお戻りください。

日程10、議案第6号、現況証明についてを上程いたします。

今日は、全地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。

森田委員

まず、岩見沢地区について、説明をお願いします。

それでは、総会議案50ページ、議案第6号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。

去る、9月11日に、山田委員、森委員と わたくし森田、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は6件です。

まず、総会議案51ページ、整理番号1番、の申請地は、令和4年より雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番、総会議案53ページ、整理番号4番の申請地は、年月日不詳だが雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案51ページ、整理番号3番、の申請地は、年月日不詳だが雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案53ページ、整理番号5番、の申請地は、年月日不詳だが宅地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号6番、の申請地は、年月日不詳だが雑種地及び宅地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

議長

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

川北委員 森田委員は自席にお戻りください。
次に、北村地区について、説明をお願いします。
それでは、北村地区の説明をいたします。
去る、9月11日に、東委員、伊藤委員とわたくし川北、事務局若林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の北村地区の調査件数は1件です。
総会議案55ページ、整理番号7番の申請地は、平成23年より、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。
以上が北村地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり決定いたします。
川北委員は自席にお戻りください。
次に、栗沢地区について、説明をお願いします。
それでは、栗沢地区の説明をいたします。
去る、9月11日に、近藤委員、日笠委員とわたくし坂野、事務局小林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の栗沢地区の調査件数は2件です。
まず、総会議案54ページ、整理番号8番の申請地は、年月日不詳ですが、畑として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており、農地性が認められるものと判定しております。
次、総会議案同ページ、整理番号9番の申請地は、平成28年より雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。
以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案のとおり決定いたします。
坂野委員は自席にお戻りください。
次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

事務局長 議長、事務局長
議長 土井局長
事務局長 先日、書面会議により開催されました総務委員会において、お手元に机上配布しております「令和5年度 岩見沢市農業委員会年間計画」の内、11月総会の日程変更について協議いたしました。
7月総会において皆様に配布いたしました年間計画では、11月総会の日程が11/27(月)15時から、告示が翌28日としておりましたが、先日、一般社団法人北海道農業会議より、例年実施しております空知管内の農業委員の研修会を11/27深川市で開催する旨の事前連絡を受けたことから、総務委員会で協議した結果、総会日程を変更することで決定いたしました。
その結果、お手元の日程のとおり11月総会を11/24(金)15時から、告示を11/27(月)とそれぞれ繰り上げることにいたしましたのでご報告いたします。
なお、11/27(月)深川市で開催の農業委員研修会のご案内は、後日、改めてご案内させていただきますが、全委員対象、市役所発でバスにて深川市へ出向くことを予定しております。以上です。

議長 ただ今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、他にございませんか。

(無しの声)

次に、来月10月の総会ですが、10月30日(月)午後3時00分から、市役所4階委員会室で開催いたします。

来月10月の現況証明願いの現地調査は、10月11日(水)午後1時30分からの実施の予定といたします。

指名委員につきましては、5番 西村委員、8番 干場委員、11番 長井委員、14番 留木委員、23番 高嶋委員、25番 杉村委員、27番 岩瀬委員、29番 米内山委員、31番 瀧本委員となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

